

令和8年度  
都市公園における飲料自動販売機  
(都市公園法の設置許可)  
設置事業者募集要項

令和8年2月

桑名市土木課

## 目 次

	ページ
◇令和8年度 都市公園における飲料自動販売機（都市公園法の設置許可）設置事業者募集要項	
1 趣旨	1
2 許可対象物件	1
3 提出期限、場所、方法	1
4 資格要件	1
5 飲料自動販売機の主な条件	1～3
6 応募資格確認	3～4
7 提案書提出の手続	4
8 提案の無効	4～5
9 許可申請候補者の決定	5
10 協定の締結等	5
11 使用料の支払い	5
12 自動販売機に係る電気料	6
13 提案結果の公表	6
14 その他	6
(別表)「許可対象物件」	7～8
◇案内図・配置図	9～13
◇応募資格確認書	14
◇提案書	15

**令和8年度 都市公園における飲料自動販売機設置  
(都市公園法の設置許可) 設置事業者募集要項**

**1 趣旨**

桑名市は、都市公園内においての効用及び利用者の方々への利便性を図ることを目的に飲料自動販売機の設置及び飲料容器の回収容器の設置並びに管理運営を行う自動販売機設置事業者（以下、「設置事業者」という。）を決定するための提案募集を行います。

**2 許可対象物件**

許可物件は別表「許可対象物件」（本要項7ページ）のとおりです。

**3 提出期限、場所、方法**

- (1) 応募資格確認書受付期間 令和8年2月10日（火）～令和8年2月16日（月）16時30分まで  
(2) 提案書受付期間 令和8年2月20日（金）～令和8年2月26日（木）16時30分まで  
(3) 提出場所 桑名市役所4階土木課  
(4) 提出方法 郵送または持参

※郵送の場合、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかの方法で、期限日時までに上記提出場所へ必着でお願いします。

※提出期限を過ぎますと受け付けできませんので、ご注意ください。

**4 資格要件**

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167号の4第1項第1号、第2号及び第3号の規定に該当しないこと。  
(2) 応募書類提出時に桑名市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていないこと。  
(3) 国税又は地方税の未納がないこと。  
(4) 桑名市暴力団排除条例に規定する排除の対象となる法人等に該当しないこと。

**5 飲料自動販売機の主な条件**

- (1) 設置事業者の施設使用形態
- ① 自動販売機の設置は、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条第1項の規定に基づき、桑名市が設置事業者に対し、公園施設の設置許可をする方法により行います。
- ② 都市公園法に基づく許可であり、借地借家法（平成3年法律第90号）の適用はありません。
- (2) 許可期間
- ① 許可期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとします。
- ② 原則、許可期間は更新できないものとする。ただし、許可期間満了の3ヶ月前までに双方協議の場を設け、同一条件にて同意した場合は更新できるものとする。
- ③ 年度途中での許可の廃止はできません。許可期間満了前の年度末に、管理の廃止を希望する場合は、当該年度11月末日までに廃止の申出をしてください。ただし、桑名市がやむを得ないと判断

断した時は、年度途中での廃止を認める場合もあります。

④ 既納の使用料の返還には応じられません。ただし、設置事業者の責めに帰することができない正当な事由により廃止せざるを得ないと桑名市が認めた場合はこの限りではありません。

(3) 機器の設置

① 公園施設の設置許可を得た後、公園管理者と調整のうえ、機器を設置し、営業開始してください。

② 許可期間において営業開始ができない場合であっても、桑名市は使用料の返還やその他補償には一切応じられません。

(4) 使用料

使用料は、提案価格に基づき決定した金額です。なお、許可に係る使用料は、機器の設置時期や供用時期に関わらず、提案価格（年額）に基づいた金額を年度ごとに徴収します。なお、自動販売機の設置場所が屋外であるため、消費税相当額の加算はありません。

(5) 禁止事項

① 許可物件を指定用途以外の用途で使用することはできません。

② 許可物件に建物を建築すること、又は工作物を設置することはできません。

③ 許可物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすることはできません。

④ 本件許可権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定することはできません。

⑤ 許可物件に設置する自動販売機で酒税法（昭和28年法律第6号）第2条による酒類又はその類似品を販売することはできません。

(6) 資料の提出等

設置事業者は、設置した自動販売機の売上状況をまとめ、毎年売上報告書を桑名市役所土木課に提出しなければなりません。

また、設置事業者が第三者に許可物件を転貸している疑いがある場合等において確認の必要があると認めるときは、桑名市は設置事業者に対してその参考となるべき資料の提出又は報告を求めることができるものとします。この場合、設置事業者は必ず桑名市に協力しなければなりません。

(7) 許可物件の引渡し及び返還

許可物件は、許可期間の初日に現況有姿の状態で引き渡します。返還は、引渡し時点と同じ状態の原状に回復して行わなければなりません。ただし、許可期間の満了前に、次の許可期間にも引き続き同じ許可物件を使用することができる事が明らかになったときは、当該許可物件を原状に回復することなく、引き続き使用することができます。

(8) 自動販売機等の設置については、次のとおりとしてください。

① 許可物件が環境に配慮すべき自治体の公園内にあることに鑑み、省電力やノンフロン対応など、環境負荷を低減した自動販売機の設置に努めること。

② 自動販売機には電気の使用量を計る子メーター等を設置するなど、電気使用量把握に努めること（子メーター等の設置が難しい場合は、桑名市規程の計算方法にて電気代を算出すること）。

③ 許可期間の開始後、公園管理者の指示に従い速やかに指定の位置に自動販売機等を設置し、設置後は、その完了した旨を当該公園管理者に報告すること。設置報告後、公園管理者が確認を行い、公園管理上支障があると認められる場合には、指示に従い速やかに是正すること。

- ④ 自動販売機等が使用可能な状態で常時設置されていること。また、回収容器等は、プラスチック製または金属製とし、自動販売機付近において通行の妨げにならないよう設置し、必要時には一時的な移動が可能であるものにすること。なお、投入口付近には、一般ごみ投入禁止とリサイクル推進を必ず表示するとともに、外観色は周辺環境に配慮したものとすること。
- ⑤ 自動販売機等の設置にあたっては、転倒防止などの安全に十分に配慮すること。
- ⑥ 電気工事を必要とするときは公園管理者の指示に従って行い、工事完了後は、その旨を直ちに当該公園管理者に報告し、検査を受けること。
- ⑦ 自動販売機（電源確保のため工事した電気設備を含む。）は、公園管理者の日常の管理責任の範囲にあると解さないこと。
- ⑧ 自動販売機窃盗被害の発生防止のため、堅牢化基準による防犯対策等を実施し、犯罪の防止に努めること。なお、窃盗による被害については、市は責任を負わないものとする。
- (9) 自動販売機の販売品については、次のとおりとしてください。
  - ① 販売品は飲料（酒類又はその類似品を除く。）とすること。
  - ② 販売品の維持管理及び補充は、設置事業者の責任において行い、売り切れが発生しないよう努めること。また、当該公園管理者から補充についての連絡を受けた際は速やかに対応すること。
  - ③ 関係法令を遵守し、賞味期限など販売品の衛生管理対策の徹底を図ること。
- (10) 自動販売機の販売品の売価は、定価（標準小売価格）以下としてください。
- (11) 販売品補充の搬入及び飲料容器等の回収は、次のとおりとしてください。
  - ① 販売品の補充のための搬入及び飲料容器等の回収の頻度、方法、時間帯等については、公園管理者の指示に従うこと。
  - ② 公園管理者の指示に従い、びん、缶、ペットボトル等を分別回収し、適正に処分すること。
- (12) 維持管理等  
自動販売機の設置、管理・運営において、設置から商品の補充、メニュー・チェンジ、金銭管理、空容器の回収・処分、故障時の対応、定期的な点検、自動販売機内部、外観及びその周辺の清掃・美化までの自動販売機の設置管理運営に必要な一切の維持管理業務はすべて自動販売機設置事業者が行うこと。
- (13) 上記(3)～(12)の条件に違反した場合には、使用料の年額（提案価格）の10分の3に相当する額を違約金として桑名市に支払っていただきます。

## 6 応募資格確認

提案に参加する設置事業者は、提案書提出前に事前に資格審査を受けていただく必要があります。下記の書類を揃えて提出してください。

受付期間終了後、参加資格を有する認められた者にあっては、令和8年2月18日（水）までに参加資格がある旨を通知いたします。参加資格を有しないと認められた者には、参加資格がない旨及びその理由を通知します。

- ① 応募資格確認書（様式第1号）
- ② 国税及び地方税の未納額がないことの証明書（過去1年間分）【コピー可】
- ③ 登記事項証明書または代表者の身分証明書【コピー可】

#### ④ 印鑑（登録）証明書【コピー可】

※当市の入札参加資格者名簿に登録されている者は、国税及び地方税の未納税額がないことの証明書のみの提出とします。ただし、三重県市町総合事務組合において、中間期納税確認が完了している者、または令和5年7月1日以降に新規登録の申請を行った者は、各種証明書の提出は不要です。

### 7 提案書提出の手続

#### (1) 提案書提出方法

- ① 提案書（様式第2号）に記載する提案価格は、使用料の年額（消費税及び地方消費税に相当する額を加算しない金額）を記載してください。市が定める最低使用料（1m<sup>2</sup>あたり1台につき年額1,000円。許可面積は、自動販売機1m<sup>2</sup>/台未満であっても1m<sup>2</sup>に切り上げて計算します。）以上で、かつ、提案価格の合計額が最も高い使用料（年額）を提案された者が許可申請候補者となります。
- ② 提案書は、長形3号（長3）封筒に封をして持参または郵送にて提出してください。封筒の表面には「都市公園における飲料自動販売機（都市公園法の設置許可）提案書在中」と記入してください。封筒は表面と裏面にはそれぞれ下記の通り押印してください。

(表)

桑名市長 伊藤 徳宇 様

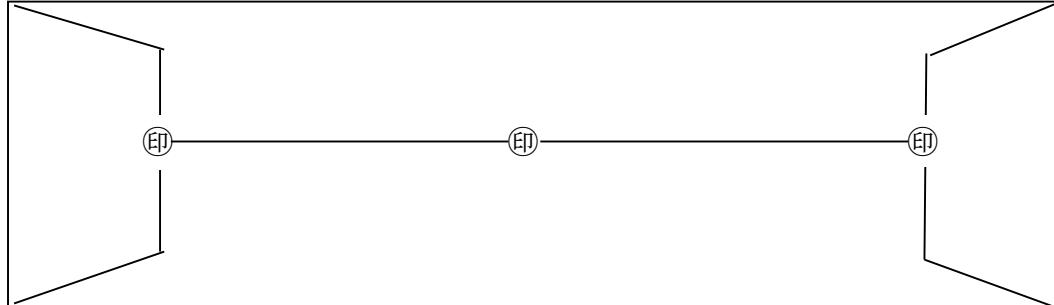
都市公園における飲料自動販売機（都市公園法の設置許可）提案書在中

住所

氏名

印

(裏)



- ③ 提出した提案書の書換え、引換え又は撤回はできませんので十分ご注意ください。

#### (2) 提案書の開封・審査

提案書の開封・審査は、令和8年2月27日（金）桑名市役所土木課にて行います。提案書提出者も立ち合い可能ですので、希望であれば、提案書提出までにお申し出ください。

### 8 提案の無効

次に掲げる(1)から(8)の事項の一に該当する場合は、提案を無効とします。

#### (1) 期日までに提案書が提出できない場合

- (2) 指定の様式を使用しない提案書
- (3) 記名・押印もれ
- (4) 金額が訂正された提案書
- (5) 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭
- (6) 提案審査を妨害する言動があった場合
- (7) 最低使用料に達しない使用料での提案書
- (8) 一部の許可物件のみの提案
- (9) その他、事前に指定した条件を満たさない場合

## 9 許可申請候補者の決定

許可申請候補者は、市が定める最低使用料（1m<sup>2</sup>あたり1台につき年額1,000円。許可面積は、自動販売機1m<sup>2</sup>/台未満であっても1m<sup>2</sup>に切り上げて計算します。）以上の価格をもって有効な提案書を提出された者で、かつ、提案価格の合計額が最も高い価格を提案された者とします。

なお、本要項で定めるすべての物件に対して、自動販売機を設置して頂きます。そのため、一部の許可物件のみ提案した場合は、無効といたします。

また、許可申請候補者となるべき者が2人以上あるときは、直ちに「くじ」によって許可申請候補者を決定します。許可申請候補者となるべき者はくじ引きを辞退することはできません。

許可物件の最低使用料は別表に記載のとおりです。なお、最低使用料に達しない価格で提案した場合は、無効となりますのでご注意ください。

※許可申請候補者決定後、指示に従って下記書類を作成し、提出してください。

- ① 許可物件の各場所に設置する自動販売機の仕様（寸法、消費電力等）に関する書類
- ② 販売予定品目一覧表

## 10 協定の締結等

許可申請候補者は、令和8年3月6日（金）までに桑名市と協定書（以下「本件協定」という。）を締結していただきます。また、本件協定に貼付する収入印紙及び本件協定締結に関する必要な費用は、設置事業者（許可申請候補者）の負担となります。

なお、本件協定を締結しない場合、提案は無効となり、指名停止等のペナルティが課せられる場合がありますのでご注意ください。

## 11 使用料の支払い

使用料については、当初の年度分の使用料にあっては使用期間の開始日から起算して30日以内に、次年度以降の使用料にあっては当該年度の4月30日までに、桑名市が発行する納入通知書により納入してください。ただし、納入の期限の日が金融機関の休日に当たるときは、次の営業日を納入の期限の日とします。

使用料は、提案価格に基づき決定した金額（年額）です。

## 1 2 自動販売機に係る電気料

設置事業者（許可申請候補者）は、自動販売機に係る電気について電力会社と供給契約を締結し、当該電気の使用料を電力会社に支払うものとします。電力会社と供給契約の締結を行わない場合は、桑名市が発行する納入通知書により、当該納入通知書で指定する日（その日が金融機関の休日に当たるときは、次の営業日）までに、桑名市に納入していただきます。電気料の算定方法は次のとおりです。

電気料（月額（円未満切り捨て）消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）＝基本料金※1 + 電気料金※2

※1 基本料金＝公共施設の基本料金×自動販売機の定格消費電力

※2 電気料金＝電力量料金（燃料費調整分、再生可能エネルギー発電促進賦課金、太陽光発電促進付加金などを含む）×子メーターの表示する月間消費電力量

なお、自動販売機に電気の使用料を計る子メーター等を設置することが困難な場合の電気料の算定方法は次のとおりです。

電気料（月額（円未満切り捨て）消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）＝基本料金※1 + 電気料金※2

※1 基本料金＝公共施設の基本料金×自動販売機の定格消費電力

※2 電気料金＝電力量料金（燃料費調整分、再生可能エネルギー発電促進賦課金、太陽光発電促進付加金などを含む）×月間消費電力量

## 1 3 提案結果の公表

結果については、その内容（許可申請候補者を含む提案参加者全員の提案価格）を公表します。

※提案者以外の参加者名は、公表しません。

## 1 4 その他

- (1) 事情により予告なく変更し、又は取り止める場合等があります。
- (2) 本要項に定めるもののほか、都市公園法、桑名市都市公園条例、地方自治法、地方自治法施行令、桑名市契約規則、その他関係法令等の定めるところによります。
- (3) 提案に関する問い合わせ先は、次のとおりです。

〒511-8601 三重県桑名市中央町2丁目37番地

桑名市土木課

電話 0594-24-1213

(別表)

許可対象物件

物件番号	所管課	公園名称	公園管理者 問い合わせ先	許可面積 (m <sup>2</sup> )	最低使用料 (円/年)	参考 (施設規模、利用者、 員数、売上実績等)	備考
1	土木課	柿安コミュニティパーク (吉之丸コミュニティパーク)	土木課	1.00 m <sup>2</sup>	1,000 円	8.65ha R5 有料駐車場利用 台数 20,532 台(普通車)	
2	土木課	九華公園①	土木課	1.00 m <sup>2</sup>	1,000 円		
3	土木課	九華公園②	土木課	1.00 m <sup>2</sup>	1,000 円		
4	土木課	こばさか公園	土木課	1.00 m <sup>2</sup>	1,000 円	0.5ha	公園内にテニス コート
5	土木課	立花公園	土木課	1.00 m <sup>2</sup>	1,000 円	0.76ha	公園内にテニス コート
6	土木課	エイベックス播磨中央公園 (播磨中央公園)①	土木課	1.00 m <sup>2</sup>	1,000 円	6.45ha R5 スワンボート利用者 1,295 人	公園内にスワンボート
7	土木課	エイベックス播磨中央公園 (播磨中央公園)②	土木課	1.00 m <sup>2</sup>	1,000 円		
8	土木課	藤が丘デザイン公園	土木課	1.00 m <sup>2</sup>	1,000 円	3.15ha	

※ 使用料の総額は、提案価格を年度ごとに納入していただきます。

※ 配置図における物件の寸法は、小数点第3位以下を切捨てて表示しています。許可面積も、同様の端数処理をして表示しています。

※ 許可面積には転落防止器具等を含んでください。(回収ボックスは除く)

自動販売機販売実績・利用者人数

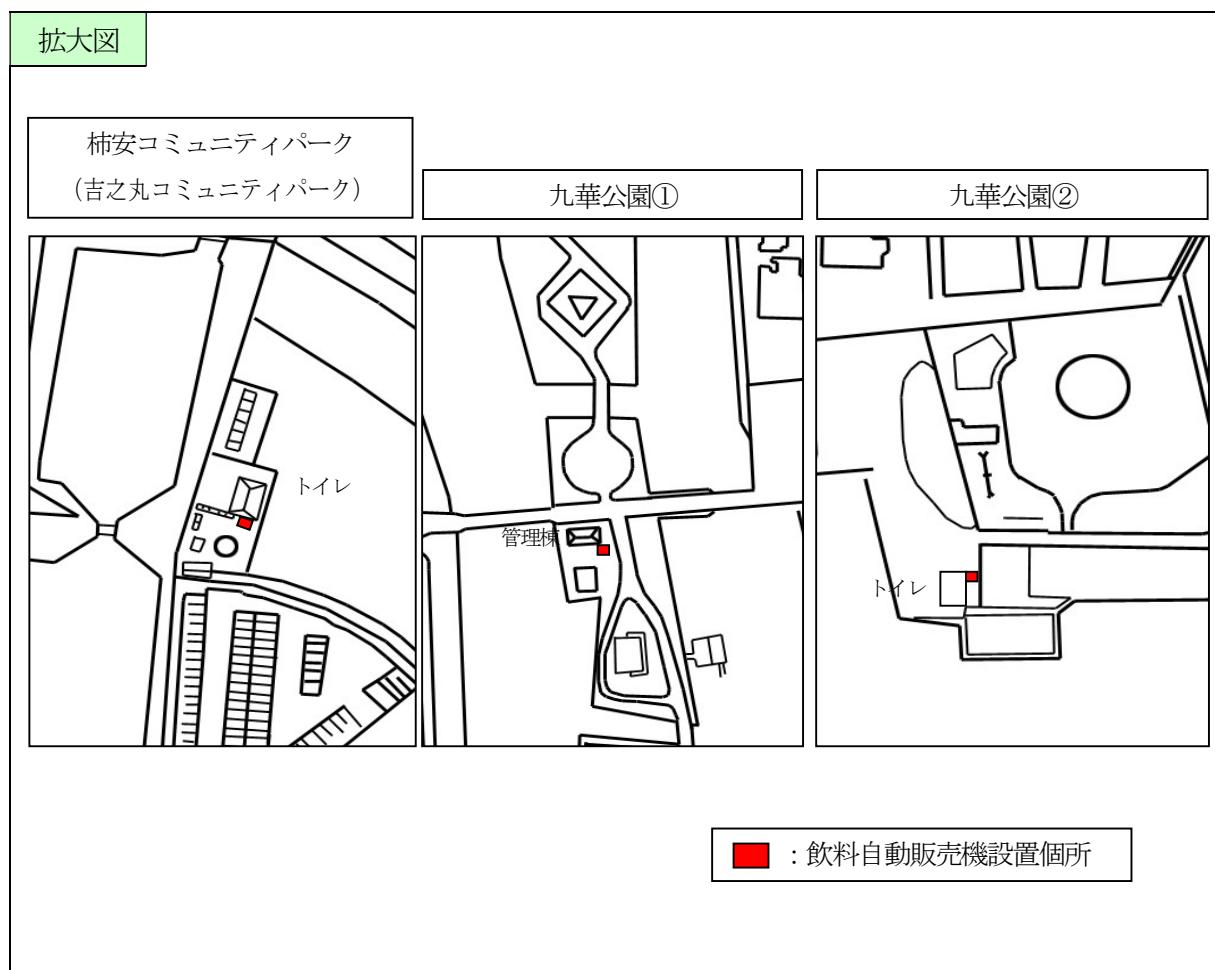
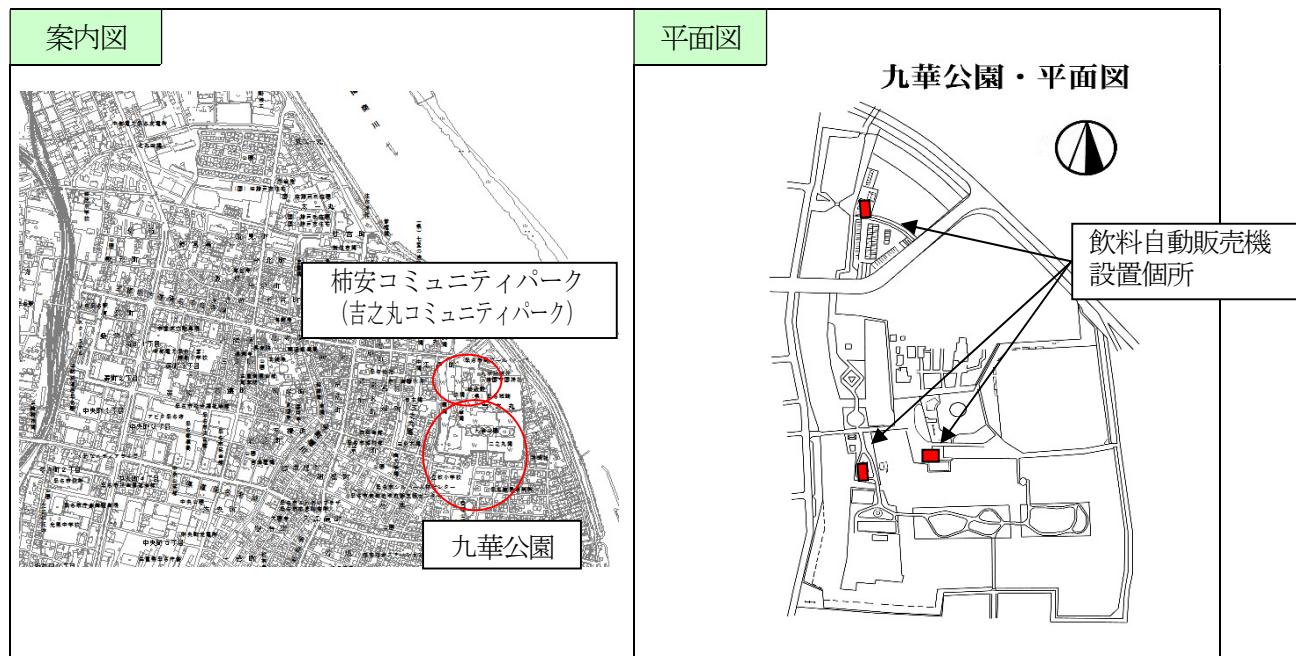
※ 同一施設や本使用物件付近設置の自動販売機の販売実績及び施設の利用者は下記の通りです。

※ 売上本数については、概算です。

物件番号	公園名称	売上本数（令和5年度）	売上本数（令和6年度）	利用者（人数）
1	柿安コミュニティパーク（吉之丸コミュニティパーク）	6,707	6,639	不明
2	九華公園①	2,066	2,878	不明
3	九華公園②	3,640	5,451	不明
4	こばさか公園	2,437	2,535	不明
5	立花公園	4,190	3,632	不明
6	播磨中央公園①	3,002	2,527	不明
7	播磨中央公園②	2,848	2,929	不明
8	藤が丘デザイン公園	4,732	4,882	不明

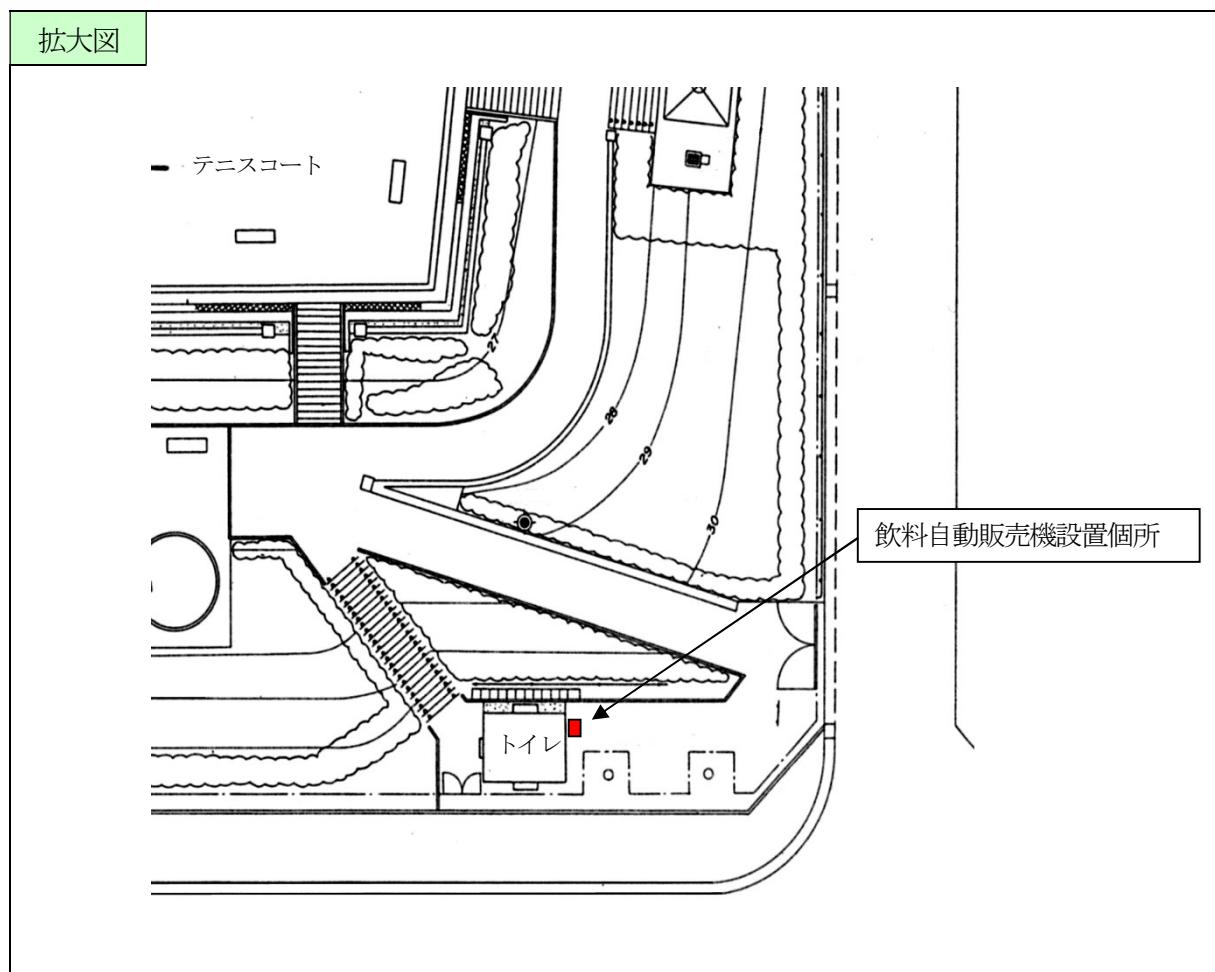
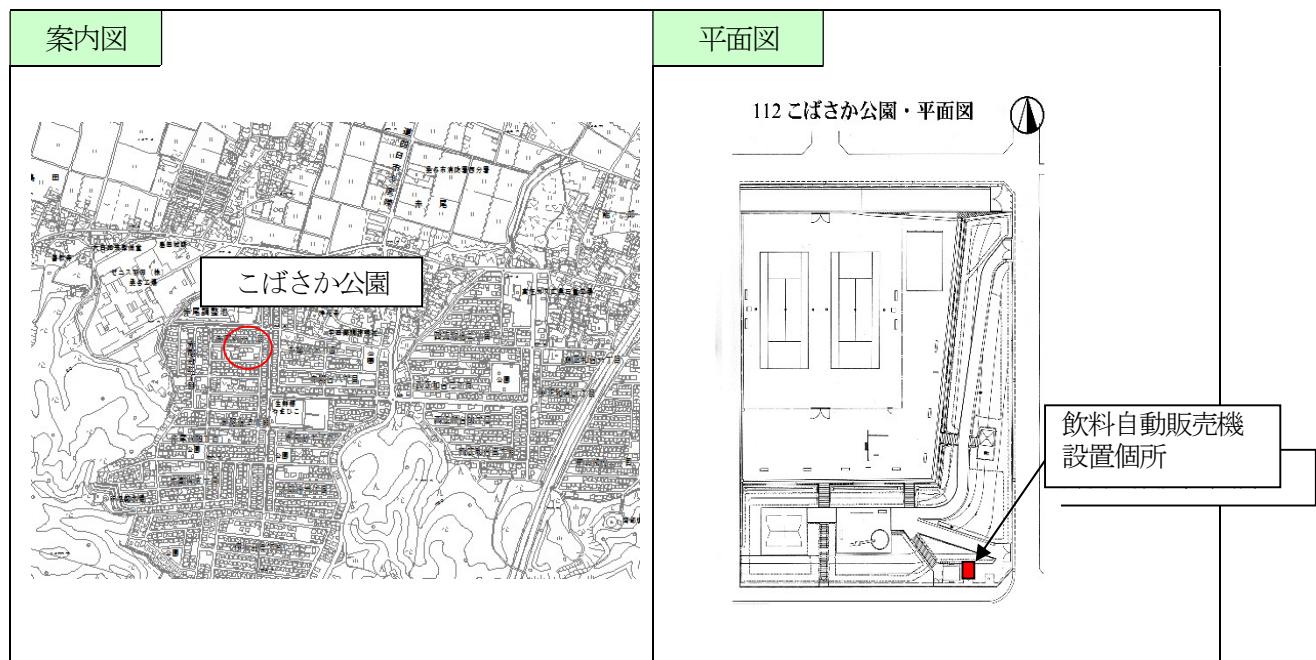
案内図・配置図

1～3	柿安コミュニティパーク（吉之丸コミュニティパーク） 九華公園①②	所在地	桑名市吉之丸7 桑名市吉之丸5-1
-----	-------------------------------------	-----	----------------------



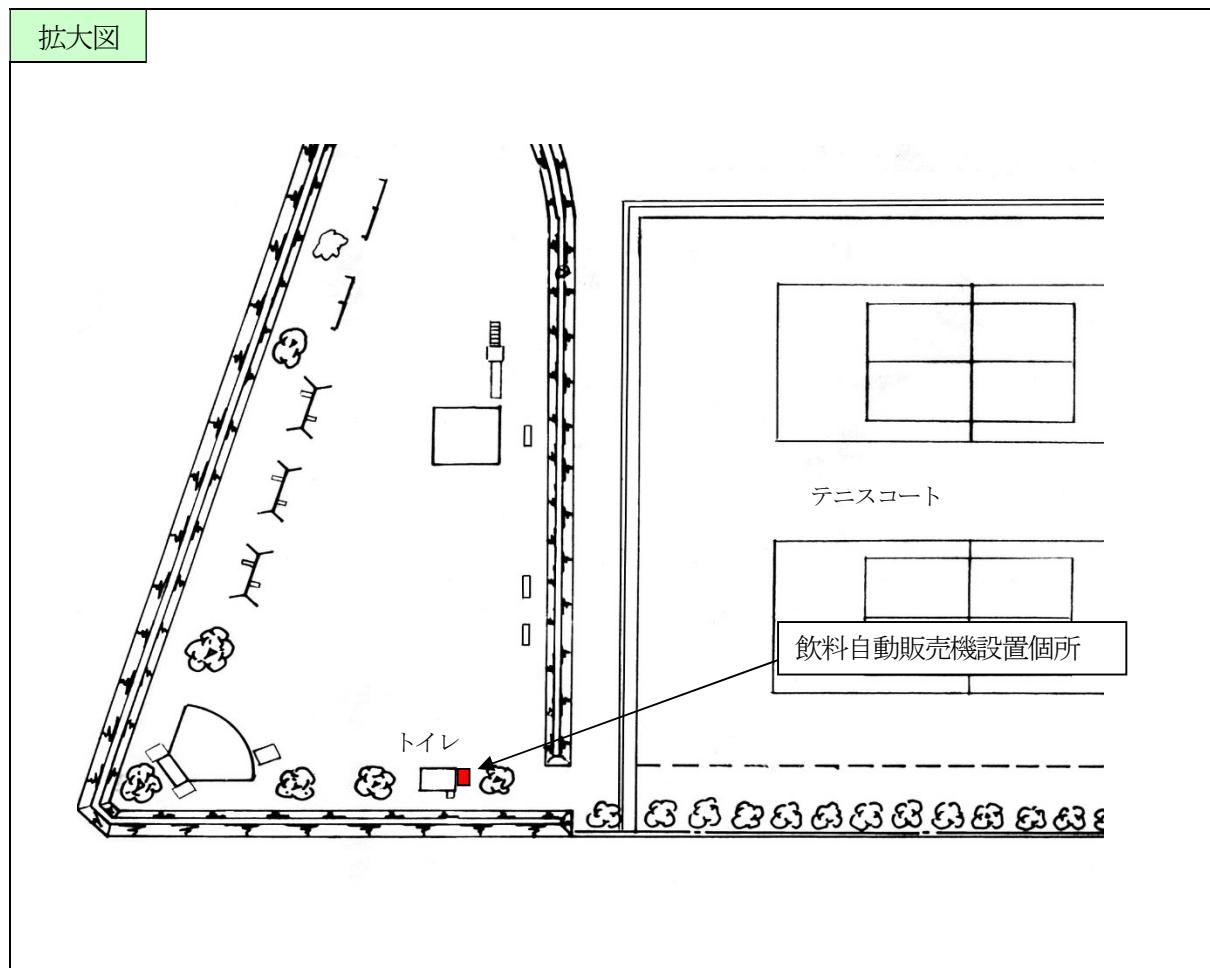
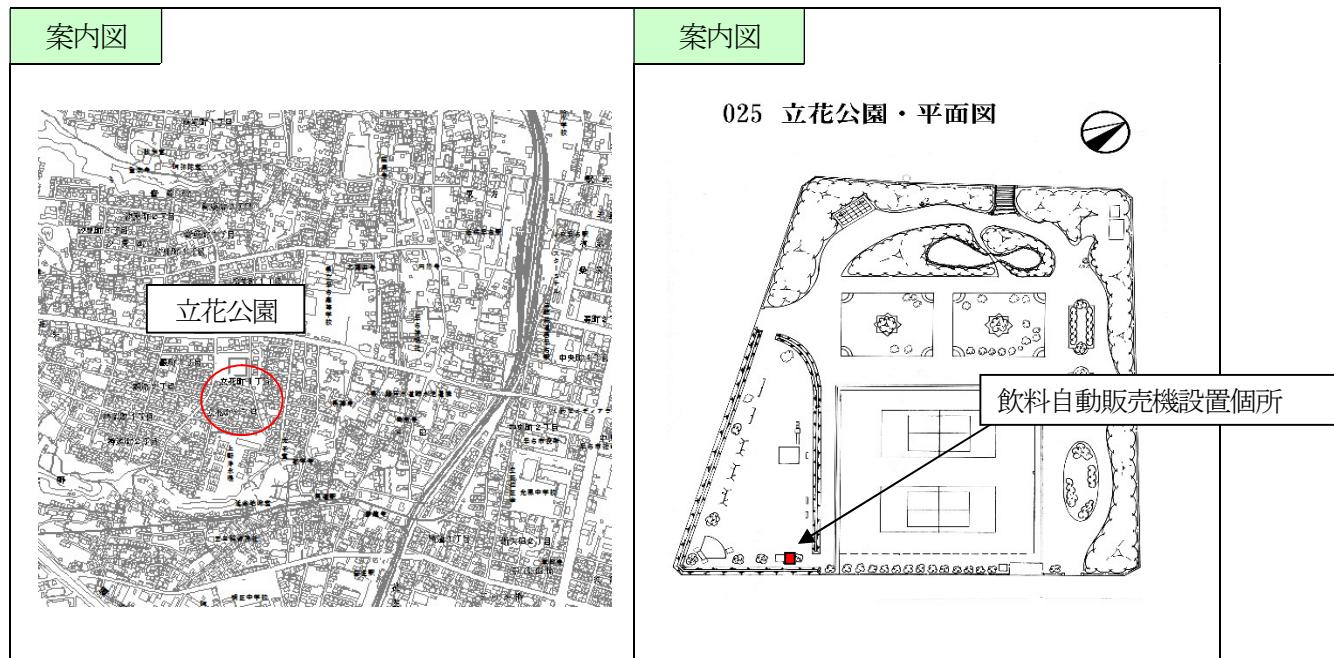
案内図・配置図

4	こばさか公園	所在地	桑名市赤尾台一丁目 37
---	--------	-----	--------------



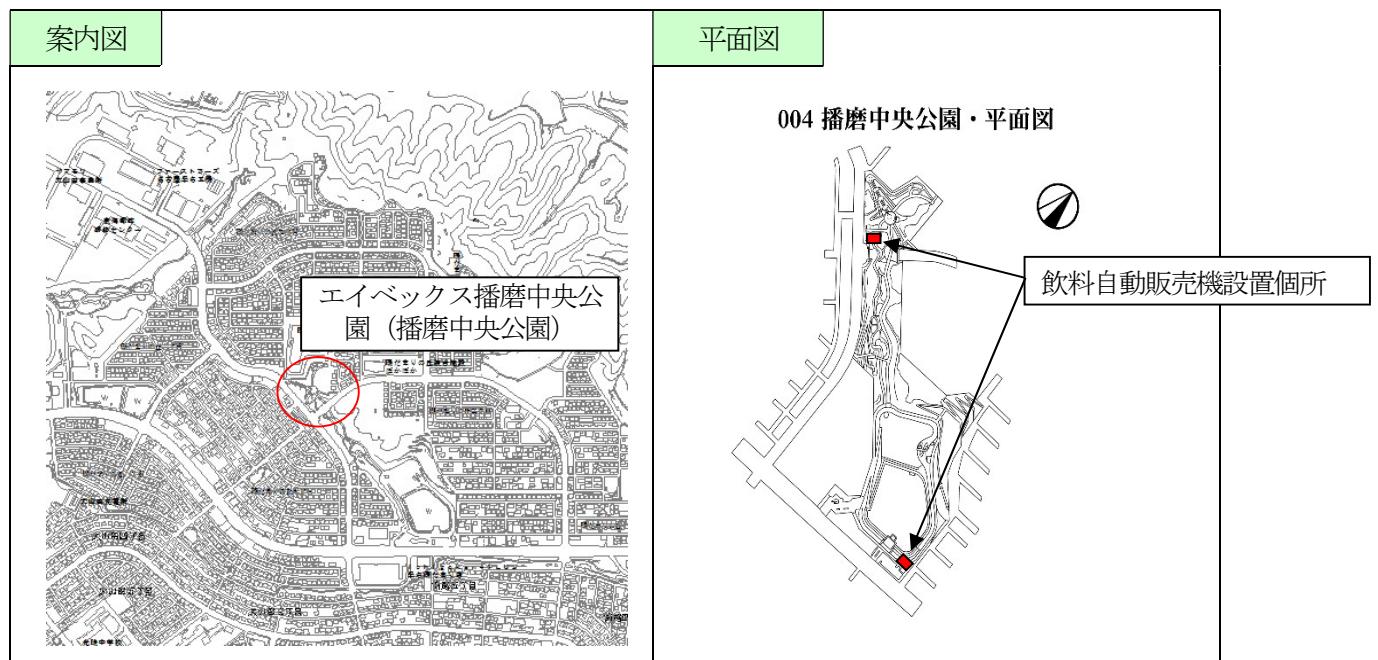
案内図・配置図

5	立花公園	所在 地	桑名市立花町一丁目 4
---	------	------	-------------



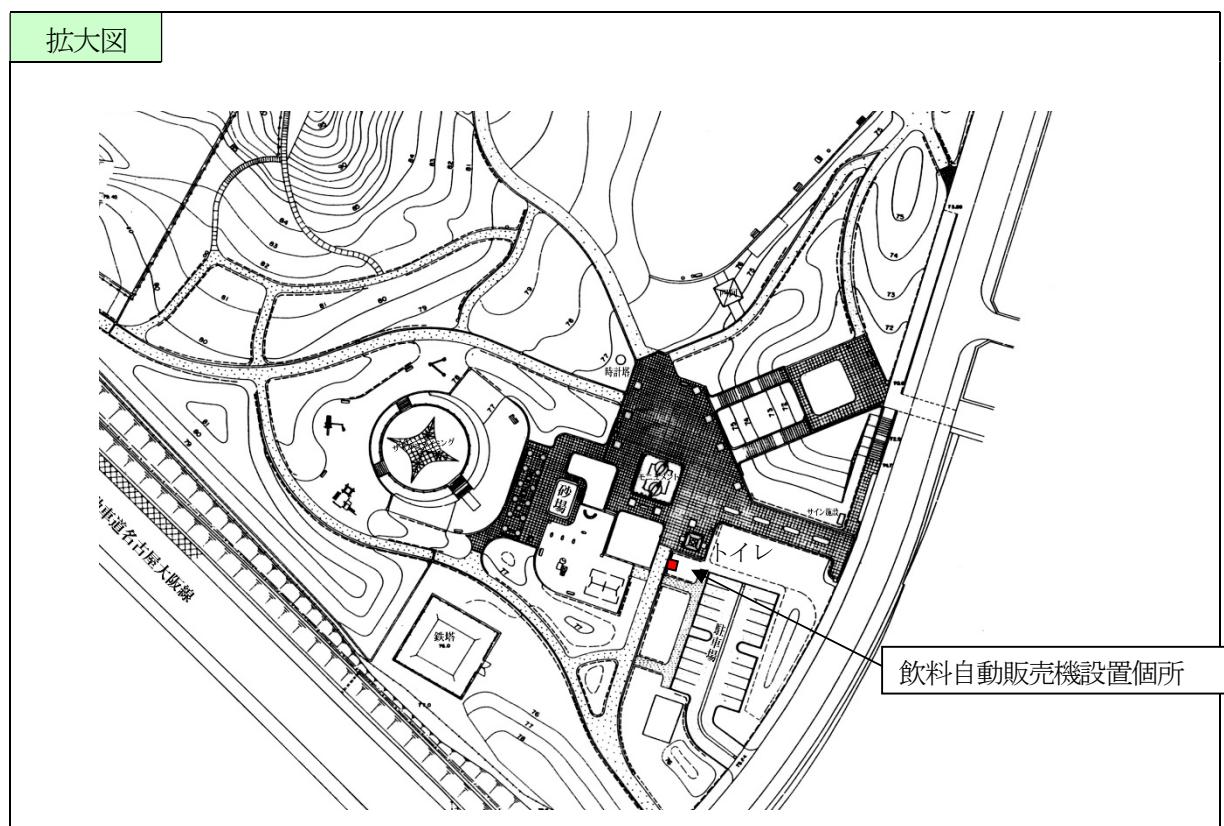
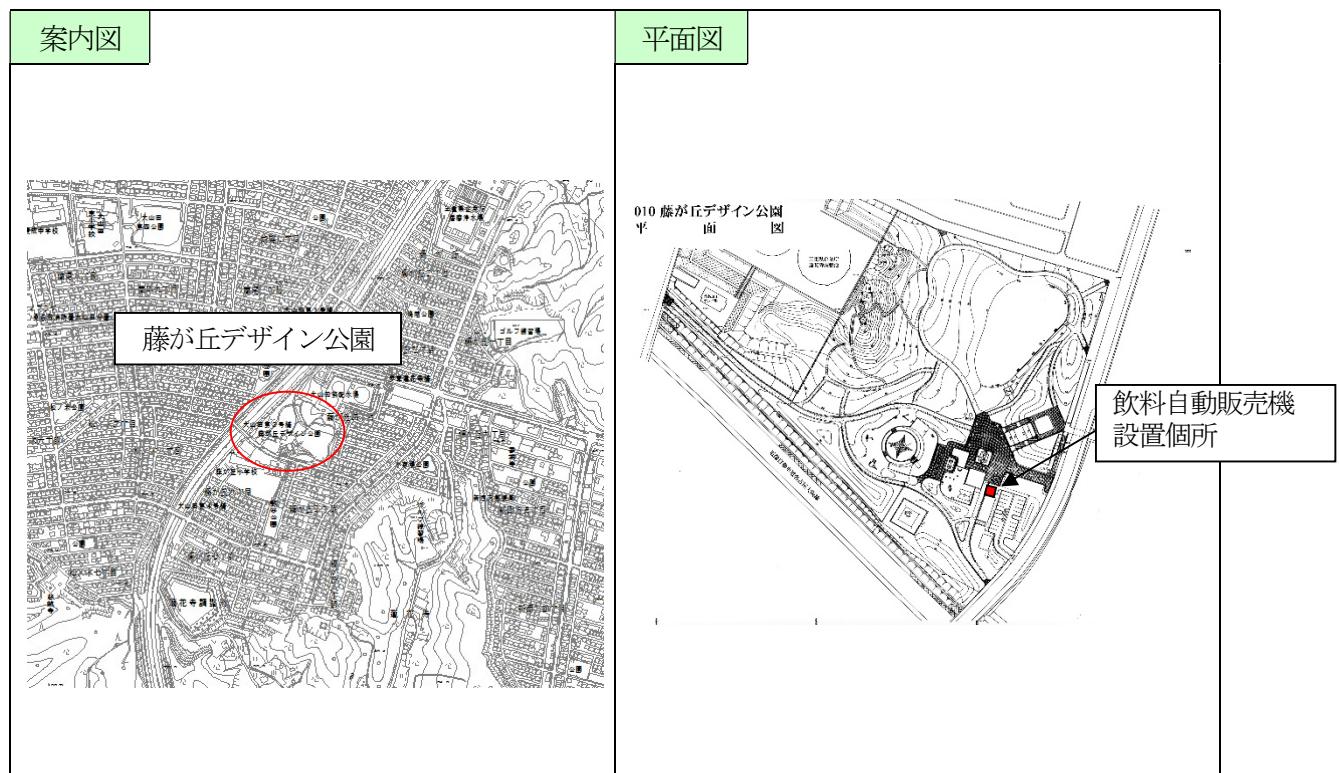
案内図・配置図

6～7	エイベックス播磨中央公園（播磨中央公園）①②	所在 地	桑名市陽だまりの丘二丁目 101
-----	------------------------	------	------------------



案内図・配置図

8	藤が丘デザイン公園	所在 地	桑名市藤が丘四丁目 105
---	-----------	------	---------------



# 応募資格確認書

桑名市長 伊藤 徳宇 様

(〒 — — — )

住 所  
氏 名

(法人名及び代表者名)

印

桑名市が実施する都市公園における自動販売機（都市公園法の設置許可）設置事業者募集について、  
資格要件を満たしていることを確認したうえで、必要書類を添付して申し込みます。

## 1 応募資格申出者

商号又は名称			
代表者職 氏名			
住 所	〒	—	
担当者所属			
担当者氏名	(フリガナ)		
住 所	〒	—	
電話・FAX番号	TEL	—	—
	FAX	—	—
電子メールアドレス	@		

## 添付書類

応募資格確認書と合わせて、以下の証明書を添付してください。

- ・国税及び地方税の未納税額がないことの証明書（過去1年間分）【コピー可】
- ・登記事項証明書または代表者の身分証明書【コピー可】
- ・印鑑（登録）証明書【コピー可】

※当市の入札参加資格者名簿に登録されている者は、国税及び地方税の未納税額がないことの証明書のみの提出とします。ただし、三重県市町総合事務組合において、中間期納税確認が完了している者、または令和5年7月1日以降に新規登録の申請を行った者は、各種証明書の提出は不要です。

令和8年 月 日

## 提 案 書

桑名市長 伊藤 徳宇 様

(元 一 )

住 所  
氏 名

(法人名及び代表者名)

印

桑名市が実施する都市公園における自動販売機（都市公園法の設置許可）設置事業者募集について、募集要項の内容を承知の上、下記のとおり提案します。

## 物件番号及び提案価格

物件番号	公園名称	提案価格（1台あたりの年額）							
		百万	拾万	万	千	百	拾	壱	(位)
1	九華公園①								円
2	九華公園②								円
3	九華公園③								円
4	こばさか公園								円
5	立花公園								円
6	播磨中央公園①								円
7	播磨中央公園②								円
8	藤が丘デザイン公園								円
	合 計 額								円

(注意)

- すべての物件に対して自動販売機を設置して頂きます。そのため、一部の許可物件のみ提案した場合は、無効といたします。
- 提案価格は、1台あたりの年額を記入してください。
- 金額はアラビア数字で記入してください。
- 初めの数字の頭に￥を記入してください。
- 金額の訂正は無効です。
- 押印がないものは無効です。